

官庁施設における環境対策

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課 営繕環境対策室

1. はじめに

近年の地球環境問題に対応し持続可能な社会を実現するため、低炭素・循環型社会の形成、健全な自然環境の確保、水循環系の構築、良好な生活環境の形成を図ることが求められており、また、地球温暖化の防止等の環境対策において、官庁施設が先導的役割を果たしていくことが期待されています。

官庁営繕部では、官庁施設の環境対策において様々な取組を行っており、その取組の一部をご紹介します。

介します。

2. 官庁施設の環境保全性基準

環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することを目的として、官庁施設に求められる環境保全性の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定めた「官庁施設の環境保全性基準」を制定しています。

地球温暖化対策を推進すべく政府自らが率先的な取組が求められる中、官庁施設整備における環境対策の統一的な推進に資するため、本基準は、

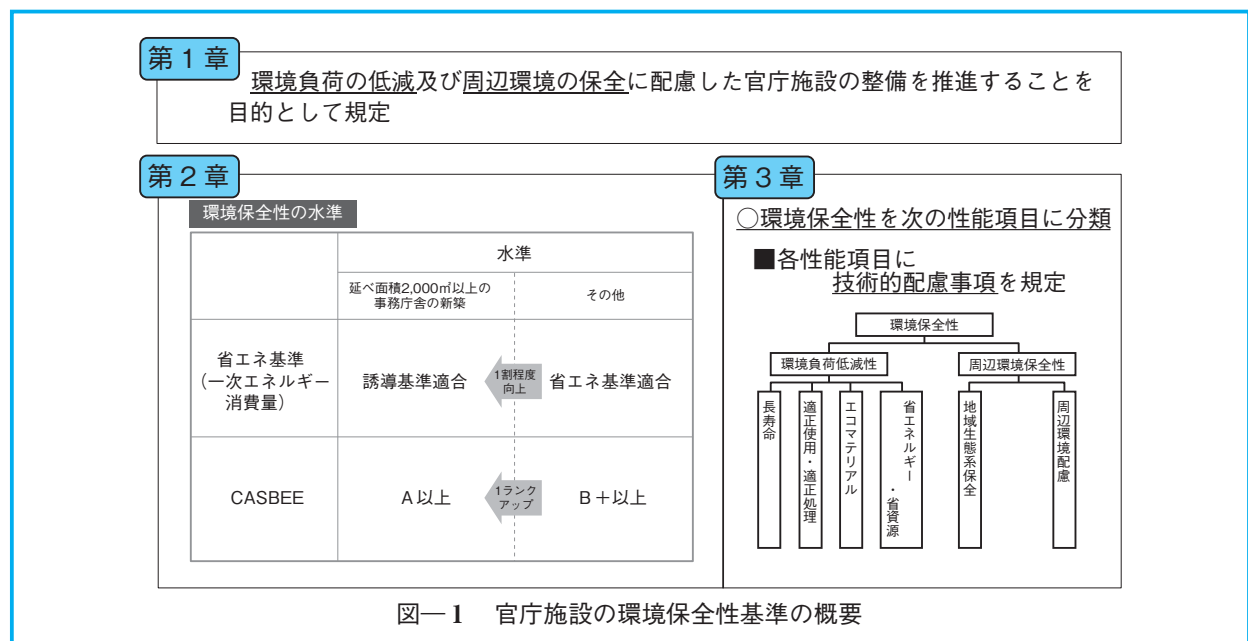


図-1 官庁施設の環境保全性基準の概要

平成23年3月の「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係府省連絡会議」において、統一基準として決定されました。

本基準は「第1章 総則」「第2章 基本事項」「第3章 環境保全性の確保に係る技術的事項」で構成され、第2章の基本方針で規定している環境保全性の水準及びその検証方法については、平成25年1月の省エネ基準^(※1)の改正を受け、平成26年3月に改定を行っています。また、延べ面積2,000㎡以上の新築の事務庁舎については、省エネ基準より1割程度厳しい誘導基準^(※2)を適用し、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）評価についてもA以上とすることとし、率先的な官庁施設整備に取り組んでいます（図-1）。

（※1）「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成11年通商産業省・建設省告示第1号）

（※2）「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）

3. 環境に配慮した官庁施設の整備

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10

年法律第117号）並びに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月閣議決定）等を踏まえ、企画から設計、建設、運用、廃棄に至る施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備を推進しています。

施設の整備に当たっては、「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、省エネルギー・省資源、エコマテリアル、適正使用、適正処理、長寿命化及び周辺環境に配慮し、環境保全性の水準を満たすよう整備を行うとともに、廃棄物等の循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」の構築を目指し、総合的な建設副産物対策に取り組んでいます。

また、温水対策や水資源の有効利用等の観点から、これまで雨水利用システムの導入を推進してきたところですが、昨年の「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号）の制定、及び本法律に基づく基本方針及び目標の決定（平成27年3月）を受け、官庁施設における雨水利用を一層推進することとしています（図-2）。

既存の官庁施設においては、設備機器等の老朽に伴う更新を行う際に、設備機器等のエネルギー消費の高効率化を推進することとし、老朽更新時

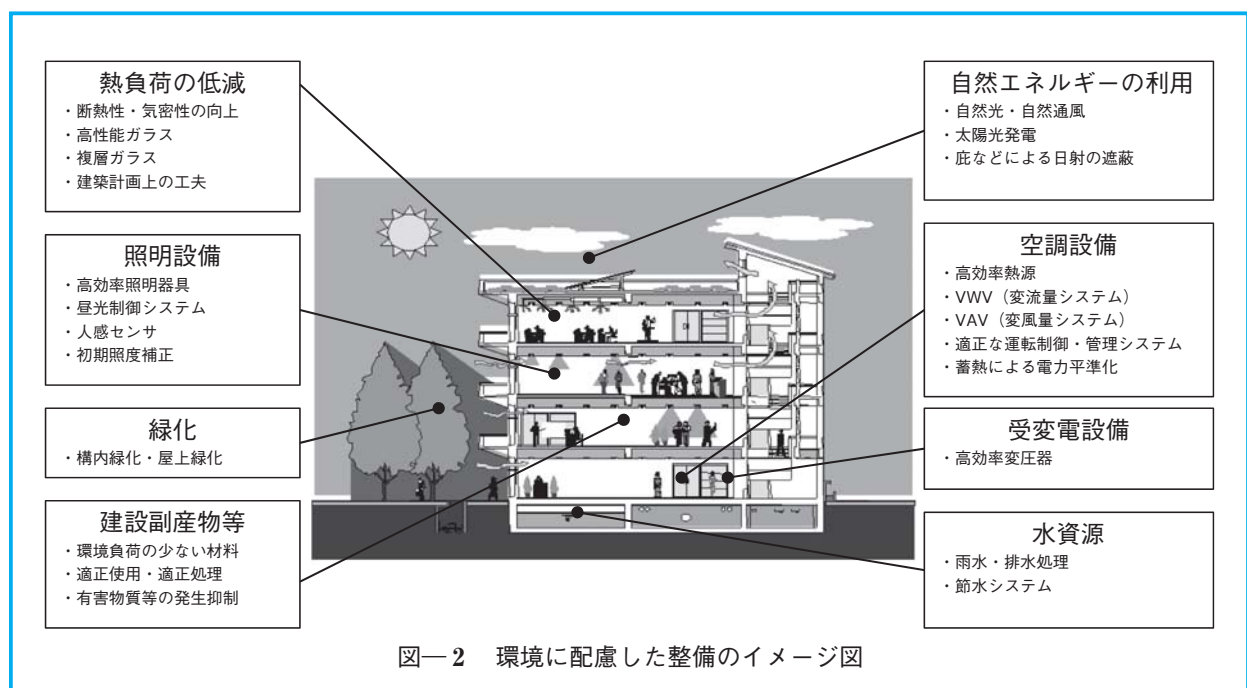


図-2 環境に配慮した整備のイメージ図

期的確な把握，効果的な改修の実施に努めています。

4. 営繕グリーンプログラム・官庁営繕環境報告書

官庁施設における総合的な環境対策の推進と公共建築分野における先導的な役割の遂行を目的として、「官庁施設における環境負荷低減プログラム（「営繕グリーンプログラム」）」を平成16年に策定し，社会的要請等を踏まえて，毎年度必要な見直しを行うとともに，このプログラムに基づき官庁施設における総合的な環境対策を進めています。

(1) 営繕グリーンプログラム

営繕グリーンプログラムは，「官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減」，「地域や施設の特性に応じた対応」及び「施設管理者との連携」の視点から，「地球温暖化問題への対応」，「循環型社会に向けた対応」，「自然環境・生活環境の確保」及び「施設管理者等への保全指導・技術協力」を取組方針の柱として各種施策を定めています（図－3）。

(2) 官庁営繕環境報告書

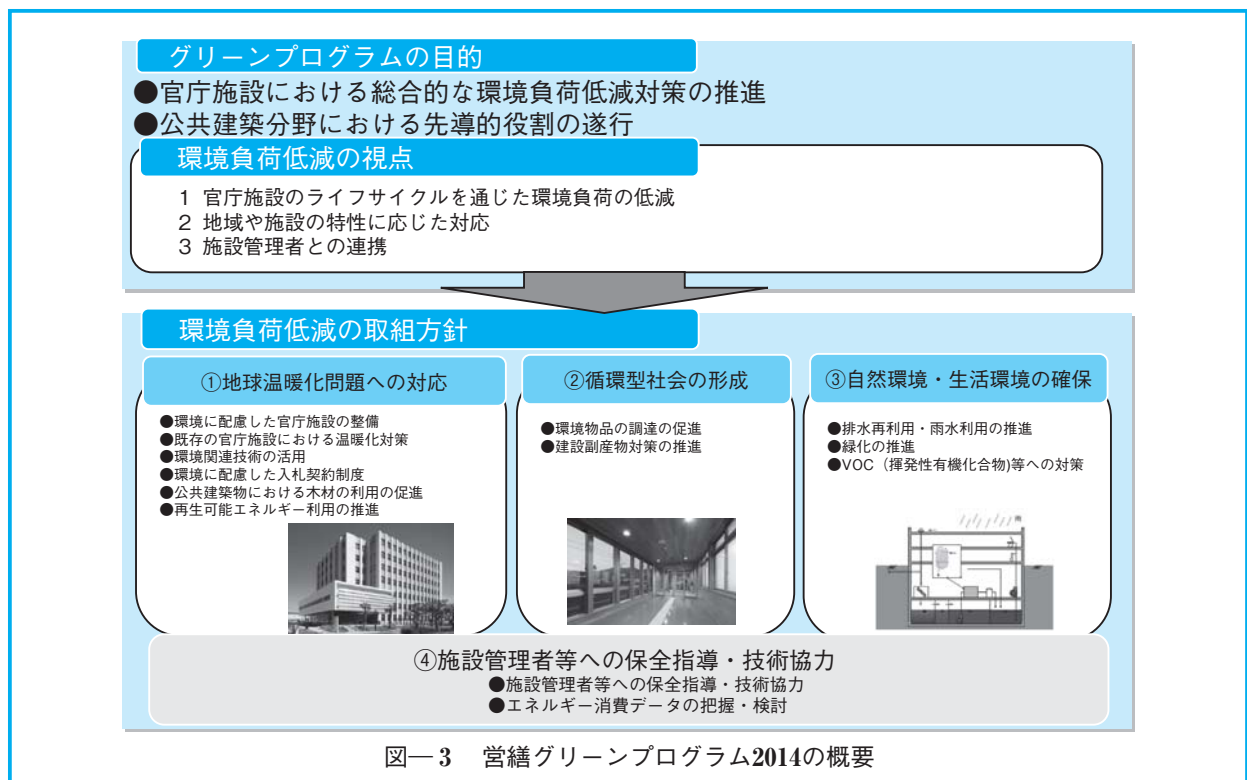
営繕グリーンプログラムに掲げられた取組については，官庁営繕部環境対策推進本部（本部長 官庁営繕部長）において，毎年度，その取組状況や評価等について点検・フォローアップを実施し，その結果は官庁営繕環境報告書（図－4）や次年度に策定する営繕グリーンプログラムに反映しています。

なお，営繕グリーンプログラム及び官庁営繕環境報告書については，毎年度，公表しています。

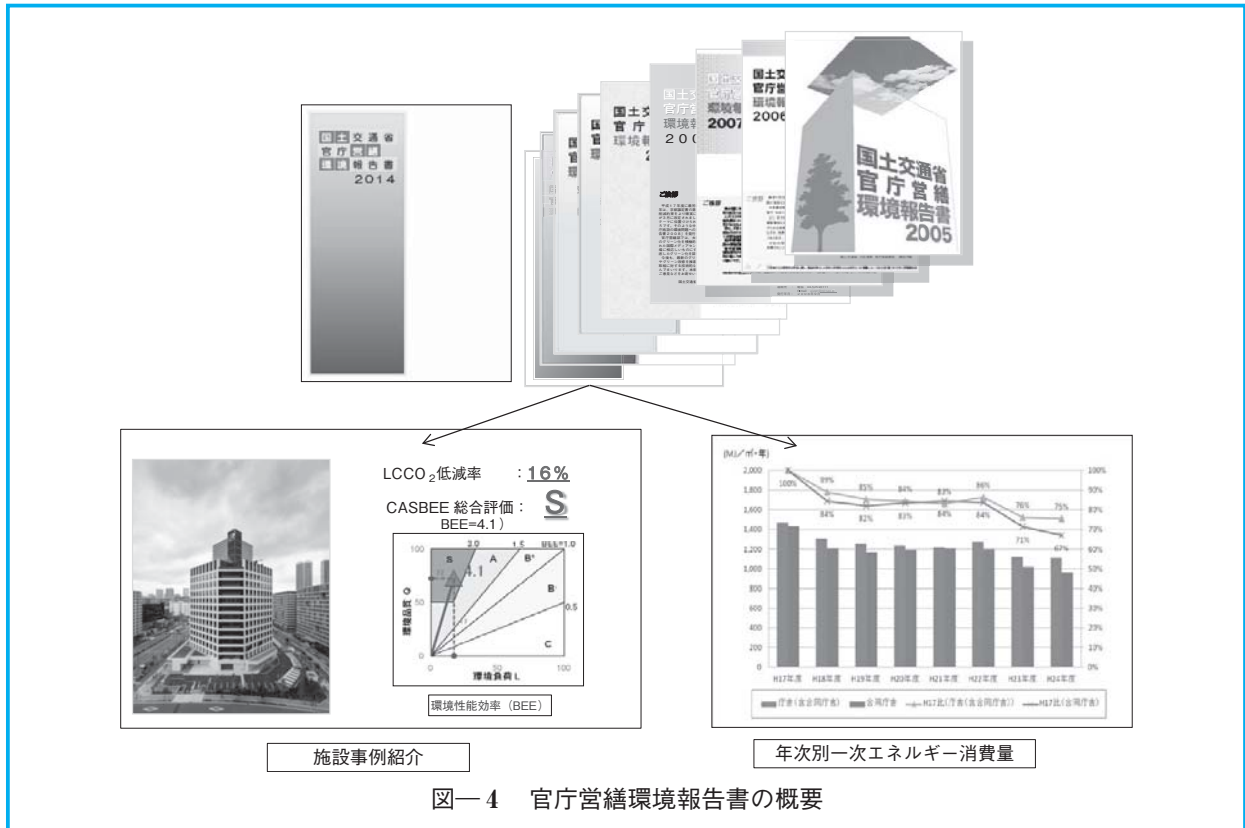
5. 環境配慮契約法・グリーン購入法への対応

「国等における温室効果ガス等の抑制に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号。「環境配慮契約法」という。）に基づき，新築に係る設計業務を発注する際は，温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め，総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する「環境配慮型プロポーザル方式」の採用を推進しています。

また，「国等における環境物品等の調達推進



図－3 営繕グリーンプログラム2014の概要

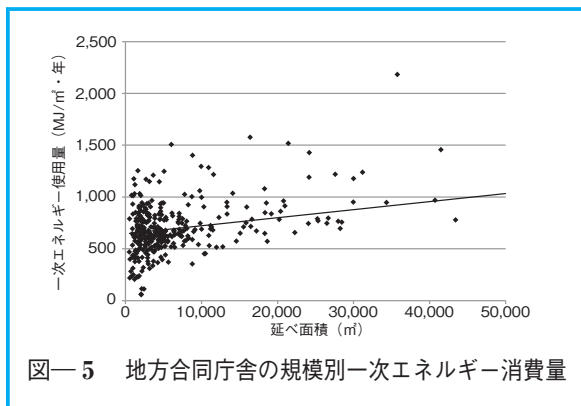


図一 4 官庁営繕環境報告書の概要

等に関する法律」(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)に基づき、官庁施設の整備に当たっては、特定調達品目の調達を推進しています。

6. 官庁施設のエネルギーデータベースの構築

官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) を活用し、宿舎を除く一般事務庁舎等約6,000施設の



図一 5 地方合同庁舎の規模別一次エネルギー消費量

エネルギー使用量 (平成16～25年度の光熱水のデータベース (EDB) を構築しています。

このEDBを活用して、地方合同庁舎の規模別単位面積当たりの一次エネルギー消費量 (図一5) など、施設の運用エネルギーに係る分析等を行っています。

7. おわりに

環境対策については、温室効果ガス排出の削減、騒音・水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進など様々な分野に渡っており、それぞれに法律や法律に基づく計画等があります。また、官庁営繕部においても各種の技術基準類等を整備しています。

官庁営繕部では官庁施設の整備に当たり、官庁施設に求められる機能・性能を確保しつつ、環境対策を推進することとしています。